

●香川県告示第287号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、高松市河港課において平成23年7月15日から10年間閲覧に供する。

平成23年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 竣功認可年月日

平成23年7月6日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

高松市

高松市番町1丁目8番15号

高松市長 大西秀人

3 埋立区域

(1) 位置

高松市屋島西町字丸山439番1、439番2、440番5、440番7、440番8及び440番9筆界未定地に接する無番地地先、440番13に接する無番地地先、440番18地先、441番9、441番11、441番13、441番3及び441番16に接する無番地地先、2271番5、2271番9、2271番10、2271番15、2271番23、2271番19及び2271番20に接する無番地地先、字飛石2274番5及び2276番3に接する無番地地先公有水面

(2) 区域

A地区

次の地点のうち①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点を結ぶ平成9年秋分の満潮位（D.L. +2.48メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	四等三角点長崎鼻（北緯34度23分04.9452秒、東経134度05分30.1797秒。以下「基点」という。）から181度21分48秒、2,350.55メートルの地点
②の地点	①の地点から12度20分01秒、91.56メートルの地点
③の地点	②の地点から282度40分20秒、0.52メートルの地点
④の地点	③の地点から13度16分07秒、2.92メートルの地点
⑤の地点	④の地点から102度22分51秒、15.97メートルの地点

B地区

次の地点のうち⑥の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び⑥の地点と⑩の地点を結ぶ平成9年秋分の満潮位（D.L. +2.48メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑥の地点	基点から181度48分57秒、2,447.82メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から12度17分05秒、30.66メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から102度19分41秒、30.23メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から12度20分06秒、9.98メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から282度20分24秒、30.24メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から12度22分02秒、0.50メートルの地点

⑫の地点	⑪の地点から102度26分00秒、0.52メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から12度19分58秒、44.41メートルの地点

(3) 面積

13,187.45平方メートル (A地区 1,219.92平方メートル、B地区 11,967.53平方メートル)

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成10年6月29日

(2) 免許番号

10水A第11号